

# 新城市名誉市民



去る8月22日に逝去された旧作手村長の齋藤善英さん(享年88)が、  
市議会12月定例会で、新城市名誉市民に選定されました。

ID 780555617

問合せ 秘書人事課秘書係(TEL23-7618)

## 名誉市民顕彰式を開催

故齋藤善英さんは、平成7年4月に村民から絶大な支持を受けて、作手村長に就任されました。そして旧新城市、旧鳳来町、旧作手村と合併を控えた平成17年9月30日までの通算3期10年余の永きにわたり、地方自治の伸展に大きく貢献されました。これらの功績により、平成18年11月の叙勲では、旭日双光章の荣誉に浴され、翌年10月には新城市功労者として表彰を受けられました。

故齋藤善英さんの荣誉をお祝いするため、3月4日(土)、市役所政策会議室で「新城市名誉市民顕彰式」を開催しました。ご遺族代表正江夫人に、名誉市民顕彰状と名誉市民章を贈呈しました。

また、式には、大野知浩東三河総局新城設楽振興事務所長をはじめ、市民の代表などが出席し、生前の多大な功績をたたえました。

ご子息の寛史さんは、「父はこの地域を心から愛し、この地域の発展を願っていました。亡き父の功績をたたえていただき家族一同感謝いたします」と謝辞を述べられました。



新城市名誉市民章



齋藤善英さんのご遺族の皆さん



令和5年度 区長を紹介します

新城地区

東新町 権田康之  
 西新町 鈴木敏章  
 本町 清水利高  
 入船 高木猛至  
 中町 今泉克英  
 栄町 後藤國與  
 橋向 今泉光俊  
 の場 大瀧章義  
 弁天 沼田 宣  
 片山 鈴木重好  
 徳定 今泉秀繁  
 山 中島敏和  
 白子 熊谷則之  
 今出平 山本孝弘  
 諏訪 瀧下一美  
 杉山 古市隆宣  
 石田 杉木宏次  
 野田 牧野 勲  
 中市場 伊藤雅明  
 大野田 宮下利夫  
 稲木 渡邊省仁  
 豊島 小山明宏  
 川田 竹下忠之  
 川田原 天野清孝  
 上市場東住宅 高柳友一  
 上市場西住宅 近藤 武  
 平井 柴田修治

上平井 前澤貴宏  
 矢部 村田直人  
 富沢 富沢 小笠原伸吉  
 富永 中山 勉  
 大宮 夏目 稔  
 牛倉 浅井延泰  
 須長 清水雄二  
 浅谷 滝川 肇  
 出沢 関原俊明  
 横川 早川増夫  
 大海 小石哲男  
 有海 鈴木宏周  
 八束穂 戸田整二  
 竹広 藤原孝久  
 川路 後藤能成  
 緑が丘 梅田加代子  
 市川 荒川博明  
 塩沢 櫻井利昭  
 鳥原 小野 廣  
 吉川 戸田善美  
 小畑 伊田雅美  
 中宇利 井原 勉  
 富岡東部 渡邊憲一  
 富岡中部 山口昌彦  
 富岡西部 杉山正照  
 黒田 黒田 実  
 庭野 松本貴美徳  
 一鍬田 中西忠史

鳳来地区

八名井 加藤剛章  
 東清水野 夏目雅彦  
 長篠西 川合泰孝  
 本郷 伊藤正幸  
 内金 菅沼亮介  
 富保 小笠原通山  
 浅畑 深田季一  
 下平 近藤哲也  
 東矢田 荻野 豊  
 寺林 佐々木 晶  
 大峠 鈴木徳義  
 引地 田上信夫  
 橋平 丸山 敬  
 湯谷 筒井達雄  
 榎原 上田永浩  
 ドウデイ 佐々木利文  
 柿平 神谷和俊  
 玖老勢 森下春吉  
 副川 原田秋生  
 門谷 平松尚孝  
 布里 今泉太一  
 只持 鈴木明人  
 一色 川合正敬  
 塩瀬 河合 司  
 島田 城所利兵衛  
 源氏 遠山靖雄  
 恩原 山川吉輝  
 大輪 竹下芳秀  
 湯島 遠山哲男

作手地区

海老 金澤絃司  
 四谷 松下 誠  
 連合 内藤 勲  
 下吉田 松井 茂  
 上吉田 伊藤克祐  
 竹ノ輪 内藤紀代一  
 多利野 原田匡古  
 黄柳野 土井和守  
 蔵平 西野昌曉  
 小川 橋本敏明  
 栗衣 柿原幹司  
 大平 矢田一夫  
 本久 柿原信介  
 大野 梅原淳範  
 井代 大形 昇  
 能登瀬 鈴木一成  
 名越 長坂敏之  
 名号 庄田昌久  
 睦平 河村邦親  
 細川 太田一元  
 秋葉巢山 桐山 功  
 七郷一色 請井善信  
 鳳来川合 黒谷好幸  
 池場 伊藤 満

問合せ 市民自治推進課  
 (TEL 23・7697)

西田原 権田彰啓  
 東田原 市川秋夫  
 岩波 加藤文泰  
 南中河内 佐宗正美  
 北中河内 梶 幸正  
 明和 佐々木則彦  
 長者平 佐々木常夫  
 鴨ヶ谷 原田靖徳  
 市場 岩瀬広海  
 作手須山 浅井 茂  
 北畑 権田義憲  
 野郷 小澤康史  
 作手川合 鼻崎富男  
 相寺 荻野眞市  
 和田 雪下良明  
 見代 西郷弘康  
 戸津呂 佐宗昭宏  
 杉平 森 光矢  
 赤羽根 石原政嗣  
 小林 岡田 均  
 東高松 峯田好博  
 大和田 島 浩男  
 田代 夏目 博  
 (敬称略)



**令和6年4月採用  
新城市職員を募集します  
(一般方式による試験)**

ID 239868134

募集要項・試験申込書を5月8日(月)から配布します。

**配布場所** 秘書人事課人事係(4階)、市役所総合案内(1階)、

各総合支所地域課、新城まちなみ情報センター、新城図書館

**申込** 次の期間内に申込書を提出してください。

一般行政職：5月15日(月)～24日(水)、一般行政職以外：5月29日(月)～6月9日(金)

**その他** 受験資格や申込方法など試験の詳細は募集要項(市ホームページに掲載)でご確認ください。

**■第一次試験**

**試験日** 一般行政職：6月13日(火) または14日(水)、一般行政職以外：7月9日(日)

**場所** 市役所4階会議室

**内容** 一般行政職：自己PR試験、一般行政職以外：総合基礎能力試験・作文試験・適性検査

**問合せ** 秘書人事課人事係 (TEL 23-7619)

募集職種	人数	受験資格(年齢・学歴・免許など)		
大卒・短大卒	一般行政職(事務)	若干名	大学・短大を卒業または令和6年3月末までに卒業見込みの方	平成7年4月2日以降に生まれた方
	一般行政職(技師)		大学・短大の土木課程を卒業または令和6年3月末までに卒業見込みの方	
	一般行政職(学芸員)	1人	学芸員の資格を有する方、または令和6年3月末までに取得見込みの方で自然系(動物または植物)を専門領域とする方	昭和53年4月2日以降に生まれた方
	保育士・幼稚園教諭	若干名	保育士・幼稚園教諭の両方の資格・免許を有する方、または令和6年3月末までに取得見込みの方	平成7年4月2日以降に生まれた方
	保健師	若干名	保健師の免許を有する方、または令和6年3月末までに取得見込みの方	昭和58年4月2日以降に生まれた方
高校卒	一般行政職(事務)	若干名	高校を卒業した方(大学、短大、専門学校を卒業した方または在学中の方を除く)	平成7年4月2日以降に生まれた方
	一般行政職(技師)		高校の土木課程を卒業した方(大学、短大、専門学校を卒業した方または在学中の方を除く)	
消防職	7人程度	学歴・職歴不問。ただし、次の要件を満たしている方 ①日本国籍を有すること ②身体強健で消防職の業務に耐えられること	平成5年4月2日以降に生まれた方	
実務経験者	保育士・幼稚園教諭	3人程度	保育士・幼稚園教諭の両方の資格・免許を有し、令和6年3月末までに保育士または幼稚園教諭としての実務経験が3年以上あり、その知識経験を生かしてクラスを受け持つことができる方	昭和43年4月2日以降に生まれた方
	助産師	1人	助産師の免許を有する方で、令和6年3月末までに助産師としての実務経験が3年以上ある方	昭和43年4月2日以降に生まれた方
就職氷河期世代	一般行政職(事務・技師)	1人	職歴・学歴不問	昭和50年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方



## 会計年度任用職員の登録者を募集します

ID 672165457

会計年度任用職員登録制度は、緊急に会計年度任用職員が必要となった場合、事前に登録された方の中から面接などにより任用します。

### ■会計年度任用職員

一般職の非常勤職員です。任期は、採用された年度内となります。業務によっては、任期終了後、再度任用する場合があります。

**申込** 平日の午前9時～正午、午後1時～5時に登録場所へ必要書類を持参してください。

### 必要書類

◆履歴書(写真付)

◆資格を証明する書類の写し(資格を要する職種)

**その他** 登録された全ての方の任用を保証するものではありません。

職種	資格条件	登録場所・問合せ
事務員	なし	秘書人事課 TEL23-7619
清掃・土木など現場作業員	なし	
こども園保育士	保育士資格または幼稚園教諭免許	こども未来課 TEL23-7622
児童クラブ支援員	保育士資格、幼稚園教諭、教員免許、社会福祉士、放課後児童支援員認定資格、または意欲のある方	
こども園調理員	調理師免許、または意欲のある方	
小中学校調理員	調理師免許、または意欲のある方	教育総務課 TEL23-7633
小中学校用務員	普通自動車免許	
スクールバス運転手	大型自動車免許(中型自動車免許も可)	
医療職(保健師・看護師・歯科衛生士・管理栄養士)	免許	新城保健センター TEL23-8551
図書館司書	図書館司書資格	新城図書館 TEL23-2333

## ゴールデンウィークのごみの受け入れ

	4月		5月						
	29	30	1	2	3	4	5	6	7
	土	日	月	火	水	木	金	土	日
可燃ごみ収集			○	○		○	○		
自己搬入	可燃ごみ		○	○				△	
	資源		○	○				△	
	粗大ごみ			○					

○は通常通り、△は午前9時～正午、■は休みです。  
自己搬入はクリーンセンターで受け付けます。

### ■自己搬入受付時間(通常)

可燃ごみ・資源

午前9時～午後5時

粗大ごみ

午前9時～午後3時30分

問合せ 生活環境課

(TEL 23・7629)



## 福祉に関する手当制度

ID 226680053

問合せ 福祉課(Tel23-7624)

手当名	対象	支給額(月額)
特別障害者手当	20歳以上の障がい者で、重複した重度の障がいがあるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方。なお、社会福祉施設などに入所している方、病院などに継続して3カ月を超えて入院している方、所得が一定額以上ある方は除きます。	27,980円 ①身体1・2級の障がいを有し、IQ35以下の方は、6,850円 ②身体1・2級の障がいの方、またはIQ35以下の方は、1,050円を加算して支給します。
障害児福祉手当	20歳未満で、重複した重度の障がいがあるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方。なお、社会福祉施設などに入所している方、障害を支給事由とする年金給付を受けている方、所得が一定以上ある方は除きます。	15,220円 ①身体1・2級の障がいを有し、IQ35以下の方は、6,900円 ②身体1・2級の障がいの方、またはIQ35以下の方は、1,150円を加算して支給します。
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護・養育している方。なお、受給資格者および同居の親族などの前年(6月分の申請までは前々年)の所得が一定額以上ある場合は除きます。 ①身体障害者手帳1・2級程度またはIQ35以下程度の児童 ②身体障害者手帳3級(4級の一部を含む)程度またはIQ50以下程度の児童	①の児童1人につき53,700円 ②の児童1人につき35,760円
在宅重度障害者手当	①身体障害者手帳1・2級でIQ35以下の方 ②身体障害者手帳1・2級またはIQ35以下の方 ③身体障害者手帳3級でIQ50以下の方 なお、社会福祉施設などに入所している方、病院などに継続して3カ月を超えて入院している方、所得が一定額以上ある方、特別障害者手当・障害児福祉手当などを受けている方、65歳以上で新たに障がいとなられた②・③該当者は除きます。	①の方 15,500円 ②・③の方 6,750円
市障害者手当	①身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方 ②身体障害者手帳3級の方、療育手帳B判定の方、精神障害者保健福祉手帳2級の方 ③身体障害者手帳4級の方 ④身体障害者手帳5・6級の方、療育手帳C判定の方、精神障害者保健福祉手帳3級の方 なお、社会福祉施設入所者、特別障害者手当受給者、障害児福祉手当受給者は除きます。	①の方 2,800円 ②の方 2,400円 ③の方 1,200円 ④の方 1,000円



## 子どもに関する手当制度

ID 395855092

問合せ こども未来課(TEL23-7622)

手当	対象	要件など	支給額(月額)など		
児童手当	日本国内に住んでいる中学校修了前(15歳に達する日以後最初の3月31日まで)の児童(留学中の児童を含む)を監護・養育している方	次の場合は、その要件に当てはまる方に支給 ◆施設などに児童が入所している場合は、施設の設置者 ◆両親が別居している場合は、児童と同居している親(単身赴任などを除く) ◆父母が海外に居住の場合は、児童を養育する未成年後見人・里親・父母指定者	3歳未満児	15,000円	
			3歳以上小学校修了前	10,000円	
			第3子以降※1	15,000円	
			中学生	10,000円	
			所得制限限度額以上	5,000円	
			所得上限限度額以上	支給なし	
児童扶養手当	ひとり親家庭などで18歳以下(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の児童(一定の障がいがあるときは、20歳未満)を監護し、かつ生計同一としている父・養育者、または監護している母※2	◆父母が婚姻を解消した児童 ◆父または母が死亡した児童 ◆父または母が重度の障がいにある児童 ◆父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ◆父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 ◆父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ◆婚姻によらないで生まれた児童 上記要件を満たしていても、次の場合、手当は支給されません ◆児童が児童入所施設などに入所または、里親に委託されている ◆日本国内に住所がない 児童扶養手当と公的年金の供給(児童扶養手当) 公的年金などを受給していても、その額が児童扶養手当の額より低い場合は、差額分の手当が受給できます。 所得制限(児童扶養手当・県遺児手当) 受給資格者および同居の親族などの前年(1月から9月(県遺児手当は10月)までの申請は前々年)の所得が一定額以上の場合は、手当の全部または一部の支給を停止します。(県遺児手当は全額停止)	児童	全額支給	一部支給
			1人	44,140円	44,130円～10,410円
			2人目	10,420円加算	10,410円～5,210円加算
			3人目以降	6,250円加算	6,240円～3,130円加算
県遺児手当	ひとり親家庭などで18歳以下(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の児童(18歳に達した日の属する年度の末日以後、引き続き中学校または特別支援学校の中学部に在学する児童を含む)を監護し、かつ生計同一としている父・養育者、または監護している母※2	上記要件を満たしていても、次の場合、手当は支給されません ◆児童が児童入所施設などに入所または、里親に委託されている ◆日本国内に住所がない 児童扶養手当と公的年金の供給(児童扶養手当) 公的年金などを受給していても、その額が児童扶養手当の額より低い場合は、差額分の手当が受給できます。 所得制限(児童扶養手当・県遺児手当) 受給資格者および同居の親族などの前年(1月から9月(県遺児手当は10月)までの申請は前々年)の所得が一定額以上の場合は、手当の全部または一部の支給を停止します。(県遺児手当は全額停止)	支給開始～	児童1人につき	
			1～3年目	4,350円	
			4～5年目	2,175円	
			6年目～	支給対象外	
市遺児手当	ひとり親家庭などで18歳以下(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の児童(18歳に達した日の属する年度の末日以後、引き続き中学校または特別支援学校の中学部に在学する児童を含む)を監護し、かつ生計同一としている父・養育者、または監護している母※2	上記要件を満たしていても、次の場合、手当は支給されません ◆児童が児童入所施設などに入所または、里親に委託されている ◆日本国内に住所がない 児童扶養手当と公的年金の供給(児童扶養手当) 公的年金などを受給していても、その額が児童扶養手当の額より低い場合は、差額分の手当が受給できます。 所得制限(児童扶養手当・県遺児手当) 受給資格者および同居の親族などの前年(1月から9月(県遺児手当は10月)までの申請は前々年)の所得が一定額以上の場合は、手当の全部または一部の支給を停止します。(県遺児手当は全額停止)	児童1人につき 2,000円 ※市遺児手当に所得制限はありません。		

※金額は改定することがあります。

※1 第3子以降とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童の人数

※2 受給者が、同居または定期的な訪問があり、かつ定期的な生計費の補助がある異性との付き合いがある場合など、ひとり親家庭と認定しがたいと判断される場合は対象となりません。